

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 4年 4月 1日 現在 >

1. 基本方針

利用者様が住み慣れた自宅で自立に向けたより良い生活ができるように支援します。

2. 一般社団法人茅野市訪問看護センターの居宅介護支援事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	訪問看護ステーションりんどう
所在地	長野県茅野市塚原二丁目5番45号
介護保険事業所番号	2061490013
管理者	梅原 洋子
通常の事業の実施地域※	茅野市・原村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者（介護支援専門員）	1名		支援事業総括	1名
介護支援専門員	1名		ケアプラン作成 相談業務等	1名
事務職員		1名	庶務等	1名

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	8時30分～17時15分 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっています。

3. 居宅介護支援の内容、提供方法

1 居宅介護支援業務の実施
① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。前六月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等の内容を説明します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うサービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議に、利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者またはその家族の同意を確認し開催します。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 上記において介護支援専門員は、居宅介護サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。（居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。）
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- 3 サービス実施状況の把握、評価について
- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
 - ③ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行います。
 - ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
 - ⑤ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。
- 4 居宅サービス計画の変更について
- 事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。
- 5 給付管理について
- 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- 6 要介護認定等の協力について
- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
 - ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 7 居宅サービス計画等の情報提供について
- 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。
- 8 医療機関との連携を促進する観点から、利用者が入院されるような場合には、入院時に担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関にお伝えください。

4. 利用料金

(1) 利用料（月額）

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日茅野市・原村担当窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取扱い件数区分		
居宅介護支援（Ⅰ）		
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） 10,760円	居宅介護支援費Ⅰ 13,980円
〃 40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,390円	居宅介護支援費Ⅱ 6,980円
〃 40人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,230円	居宅介護支援費Ⅲ 4,180円
居宅介護支援（Ⅱ）情報通信機器の活用又は事務職員の配置		
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） 10,760円	居宅介護支援費Ⅰ 13,980円
〃 40人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,220円	居宅介護支援費Ⅱ 6,770円
〃 45人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,130円	居宅介護支援費Ⅲ 4,060円

※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費（Ⅰ）（Ⅱ）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅰ）40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合にⅱ又はⅲを算定します。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合にⅱ又はⅲを算定します。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,050円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（一月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,070円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,090円	
	特定事業所加算（Ⅳ）	1,000円	

特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携合計が三十五回以上であり、前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定し、特定事業所加算を算定している場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000 円／月	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000 円／月	利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
通院時情報連携加算	500 円	病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（一月に一回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に二回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

（２）交通費

前記 1 の（１）の通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。（車を使用した場合は 1 回 2 5 0 円）

（３）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので15日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払いの方法は、サービス従業者が、訪問時徴収して領収書を発行します。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

介護する人、される人、両方の方が無理なく安心して生活できるように介護支援計画を相談し、手続きをします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	—	全国社会福祉協議会方式
介護支援専門員への研修の実施	○	長野県が行う介護支援専門員研修に参加 茅野市が行う事業者研修会に参加
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で お客様のご都合により解約した場合の解約料	×	無料

6. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電 話 (0266) 82-1234

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分まで

担 当 梅原 洋子

②その他 当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(茅野市の場合) 高齢者・保険課	電話0266-72-2101
(原村の場合) 高齢者福祉係	電話0266-79-7703
長野県国民健康保険団体連合会	電話0262-32-1550

第三者委員にも苦情を申し立てる事ができます。

電話090-2166-5584 (永田様) 0266-72-4229 (伊藤様)

7. 秘密保持

当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを堅く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サー

ビス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いませ
せん。

8. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償
します。

9. 当事業所の概要

名 称	一般社団法人茅野市訪問看護センター 訪問看護ステーションりんどう	
代表者役職・氏名	理事長 今井 敦	
所在地・電話番号	長野県茅野市塚原二丁目5番45号 TEL (0266) 82-1234	
その他実施事業	(1) 健康保険法に基づく訪問看護事業 (2) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業 (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (4) 家庭における看護・介護に関する情報の収集及び調査研究 (5) 介護者・要介護者・要支援者に対する家庭での疾病、看護・介護に関する知識の普及、相談・助言、高齢者の福祉増進の向上及び啓発に関する事業 (6) 在宅看護や介護職全般のサービス資質の向上、看護学生等の教育育成及び指導に関する事業 (7) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業	
事業所数	居宅介護支援事業	1カ所
	訪問看護（介護予防訪問看護）	1カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 長野県茅野市塚原二丁目5番45号
名 称 一般社団法人 茅野市訪問看護センター

説明者 所 属 訪問看護ステーションりんどう

氏 名 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

※（署名代理人）住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____

情報提供同意書

健康保険法、介護保険法による良質なサービス提供のため、『主治医・医療機関等』または、『居宅サービス事業者・施設サービス事業者・障害福祉サービス事業者』『情報システム運用・保守業務の委託業者』に対して情報提供すること及び諏訪広域連合が保有する要介護認定等に係る資料について、資料の提供を受けることに御同意戴けますか。御同意戴けましたら御署名をお願いいたします。個人情報保護方針に基づき、個人のプライバシーはお守りいたします。

標記について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

※（署名代理人）住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____

※署名代理人 利用者の筆記能力または判断能力が不十分な場合に署名を代行します。

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と、
訪問看護ステーション りんどう 一般社団法人茅野市訪問看護センター 理事長 今井
敦（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援事業に
ついて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作
成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調
整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定又
は、要支援認定（以下「要介護認定等」といいます。）の有効期限満了日までとします。
2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がな
い場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として
任命し、その選定又は、交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成及び変更の支援）

第4条 事業者は、担当の介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成を支援します。
2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の
変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を
変更します。

（給付管理）

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、
長野県国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第6条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請
を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

（サービスの提供の記録）

第7条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの
契約終了後2年間（苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して取った措置については5
年間）保管します。
2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサー
ビス実施記録を閲覧できます。
3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けるこ
とができます。
4 第9条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、
利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書
面を作成し、利用者に交付します。

（料金）

第8条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は [契約書別紙] のとおりです。
（契約の終了）

第9条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第10条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（利用者代理人）

第12条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選任に際して必要のある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（身分証携行義務）

第13条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情対応）

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

（善管注意義務）

第15条 事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（本契約に定めのない事項）

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第17条 利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、以上の契約書の内容について説明を受け、その内容を理解しましたので、本契約の申し込みをします。

<住 所> _____

<氏 名> _____

署名代行者

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認のうえ、署名代行しました。

<住 所> _____

<氏 名> _____

署名を代行した理由 _____

家族等(代理人)

私は、以上の契約内容について説明を受け、その内容を理解しましたので利用者の家族(代理人)として本契約を申し込みます。

<住 所> _____

<氏 名> _____

家族(代理人)として契約した理由 _____

後見人

私は、以上の契約内容について説明を受け、その内容を理解しましたので利用者の後見人として本契約を申し込みます。

<住 所> _____

<氏 名> _____

事業者

<事業者名> 訪問看護ステーションりんどう

(介護保険事業所番号2061490013)

<所在地> 長野県茅野市塚原二丁目5番45号

<代表者名> 一般社団法人茅野市訪問看護センター 理事長 今井 敦

【契約書別紙】

○担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 訪問看護ステーションりんどう

○料金

- * 法定代理受領による当施設の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、**利用者の自己負担はありません。**
- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたり下記の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
取扱い件数区分		
居宅介護支援（Ⅰ）		
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） 10,760円	居宅介護支援費Ⅰ 13,980円
〃 40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,390円	居宅介護支援費Ⅱ 6,980円
〃 40人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,230円	居宅介護支援費Ⅲ 4,180円
居宅介護支援（Ⅱ）情報通信機器の活用又は事務職員の配置		
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） 10,760円	居宅介護支援費Ⅰ 13,980円
〃 40人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） 5,220円	居宅介護支援費Ⅱ 6,770円
〃 45人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） 3,130円	居宅介護支援費Ⅲ 4,060円

※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費（Ⅰ）（Ⅱ）について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅰ）40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合にⅱ又はⅲを算定します。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合にⅱ又はⅲを算定します。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,050円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（一月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,070円	
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,090円	
	特定事業所加算（Ⅳ）	1,000円	

特定事業所医療介護連携加算	1,250円	前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携合計が三十五回以上であり、前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定し、特定事業所加算を算定している場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000円／月	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000円／月	利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
通院時情報連携加算	500円	病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（一月に一回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に二回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

サービス提供証明書を後日市町村窓口にて提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出ください。

サービス相談等窓口	訪問看護ステーションりんどう
担当	梅原 洋子
電話番号	(0266) 82-1234
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (国民の祝日および12月29日～1月3日以外)
* 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっています。	